

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十二日

奈良県人事委員会委員長 森 宏之

### 奈良県人事委員会規則第九号

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当に関する規則（平成八年三月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害派遣手当に関する規則の規定は、令和五年九月一日から適用する。